

(様式5)

## 市民意見募集手続の結果について

1 計画等の案の名称 上田市犯罪被害者等支援条例骨子(案)

2 募集期間 令和5年9月5日(火曜日)から令和5年10月4日(水曜日)まで

### 3 実施結果

(1)件数 18件(2人)

(2)提出方法

持参	郵便	電子メール	ファクシミリ	計
0件(0人)	0件(0人)	18件(2人)	0件(0人)	18件(2人)

(3)意見に対する市の対応方針

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの	0件
イ 趣旨同一の意見	意見等の趣旨の内容がすでに案に盛り込まれているもの	5件
ウ 参考とする意見	案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	8件
エ その他	その他の意見	5件
合計		18件

### 4 意見に対する市の考え方

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	エ	目的に「犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減、生活の再建」を追加	国及び県と市の権限の違いや実施する施策の内容を踏まえ、現在の内容としたい。
2	イ	基本理念に関係機関等との「相互の連携・協力」を追加	市の基本的施策に係る①「相談及び情報の提供等」の規定等で、内容は含まれていると考える。
3	ウ	施策の策定及び実施に係る市の責務に「総合的・計画的に」を追加	「犯罪被害者等基本法」に定める「地方公共団体の責務」に則り、国、県等との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施することが市の責務と捉えている。
4	ウ	被害者の声からも分かるように、犯罪被害者等の尊厳が守られ安心して暮らすことができるよう、市の基本的施策は、具体的に記載すべ	本条例は犯罪被害者等の支援に関し、基本となる事項を定めるものであり、具体的な施策については、既存施策を活用するものや他機関に支援を委ねるも

		き。	のも含めて、その内容を掲載したハンドブックを作成し、公開することとしたい。
5	イ	<p>①「相談及び情報の提供等」に次の内容を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・罪状に関わらず広く支援対象とすること。(財産犯、親族間犯罪等)</li> <li>・被害者等が直面している問題について、プライバシーが守られ、落ち着いて話せる環境で相談に応じること。</li> <li>・被害直後から発生する様々な手続きについてワンストップで対応する総合的支援体制をつくること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる「犯罪等」の定義があるため、包含していると考える。</li> <li>・相談における環境については、運用の中で対応してまいりたい。</li> <li>・総合支援窓口の規定に包含されていると考える。</li> </ul>
6	ウ	①「相談及び情報の提供等」に「医師会と連携し、必要に応じてメンタルケアの支援の実施」を追加	本条例は犯罪被害者等の支援に関し、基本となる事項を定めるものであり、具体的な施策については、既存施策を活用するものや他機関に支援を委ねるものも含めて、その内容を掲載したハンドブックを作成し、公開することとしたい。
7	ウ	<p>②「日常生活の支援」に次の項目を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるよう、状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けられるよう必要な施策を講ずること。(医療相談、医療従事者の紹介、受診料負担の軽減等)</li> <li>・被害者等が未成年であるときは、発達段階に応じた十分な配慮を行うこと。</li> <li>・関係機関等と連携し、病院等への付き添い、送迎、家事、育児、介護、日常生活の支援のための援助者の派遣等、必要な支援を行うこと。</li> </ul>	本条例は犯罪被害者等の支援に関し、基本となる事項を定めるものであり、具体的な施策については、既存施策を活用するものや他機関に支援を委ねるものも含めて、その内容を掲載したハンドブックを作成し、公開することとしたい。
8	ウ	③「居住の安定」に「市営住宅への入居における特別な配慮」、「一時的な利用のための住居の提供」を追加	本条例は犯罪被害者等の支援に関し、基本となる事項を定めるものであり、具体的な施策については、既存施策を活用するものや他機関に支援を委ねるもの

		※同趣旨の意見あり	のも含めて、その内容を掲載したハンドブックを作成し、公開することとしたい。
9	ウ	④雇用の安定 に「職場復帰が困難な場合は、ハローワークと連携し新たな就業への支援」を追加	本条例は犯罪被害者等の支援に関し、基本となる事項を定めるものであり、具体的な施策については、既存施策を活用するものや他機関に支援を委ねるものも含めて、その内容を掲載したハンドブックを作成し、公開することとしたい。
10	エ	⑤経済的負担の軽減に「見舞金の給付等」を追加	具体的支援の内容は、予算措置と併せ、要綱で定めることとしたい。
11	ウ	⑥「市民等及び事業者の理解の推進」 に「犯罪被害者等が耐えがたい誹謗中傷を受けた場合は、弁護士会と連携し、犯罪被害者等の安心な生活が保障されるための支援」の項目を追加	本条例は犯罪被害者等の支援に関し、基本となる事項を定めるものであり、具体的な施策については、既存施策を活用するものや他機関に支援を委ねるものも含めて、その内容を掲載したハンドブックを作成し、公開することとしたい。
12	イ	⑦「教育活動の推進」 に「犯罪被害者等に対して、SNS 等による誹謗中傷の防止のための啓発活動の実施」の項目を追加	二次被害の定義として「インターネット等を通じて行われる誹謗中傷」に触れたうえで、市民等の理解の促進で二次被害を防止するための教育に触れていることから、内容は包含されていると考える。
13	イ	「学校における教育」として次の内容を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して被害者等が置かれている状況、支援の必要性、二次被害防止の重要性等について理解を深めるための教育その他必要な施策を講ずること。</li> <li>・被害者等が児童または生徒であるときは、当該犯罪被害者等の状況に応じて十分な配慮を行うこと。</li> </ul>	⑥「市民等の理解の推進」及び⑦「教育活動の推進」でこれらの内容は包含していると考えられる。
14	エ	「犯罪被害者等基本計画」として次の項目を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めること。</li> <li>・基本計画を定め又は変更しようと</li> </ul>	犯罪被害者等への支援については、実際に事案が起きた際に速やかに適切な支援ができる要することが重要であり、「基本計画」に準ずるものとして、具体的な施策(支援内容)をまとめたハンドブックを作成し、公開することし、機敏な対応と施策の推進に努めたい。また、必要に

		<p>するときは、犯罪被害者等支援における様々な領域の有識者・犯罪被害者等当事者の意見が十分反映されるよう努めること。</p>	<p>応じて犯罪被害者等への支援の見直しを図ってまいりたい。</p>
15	エ	<p>「損害賠償に関する支援」を追加</p>	<p>専門性が求められる内容であることから、国及び県による対応に委ねたい。</p>
16	エ	<p>「刑事に関する手続きの支援」を追加</p>	<p>専門性が求められる内容であることから、国及び県による対応に委ねたい。</p>
17	イ	<p>「安全の確保」として次の項目を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止すること。</li> <li>・被害者等の安全を確保するため、保護、防犯に係る指導及び助言を行うと。</li> <li>・被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な対策を講ずること。</li> </ul>	<p>二次被害の防止及び再被害の防止に関する内容は、③「住居の安定」に含まれている。</p> <p>個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律で個人情報の取扱いの確保の規定が設けられている。</p>

※類似の意見はまとめて回答しているため、提出件数と一致しない場合があります。